

さいたまブロンコス 観戦引換権等販売特約

第1条（適用および目的）

本特約は、ディップが提供するサービスのうち、購入者が購入する次の商品・サービス（以下「本サービス」）に適用されます。本特約において「購入者」とは、本サービスを購入する顧客をいいます。

- (1) 埼玉ブロンコス株式会社（以下「発行元」）が発行するプロバスケットボールチーム「さいたまブロンコス」のチケット（電子チケット引換用のクーポンコード（クーポンCD）その他これに準ずる電子的な引換手段をいいます。以下、本特約において同じとします。）

第2条（チケットの交付および発券手続き）

1. ディップは、購入者に対し、代金決済確認後または指定の納品日に、チケットを利用するためのクーポンコードその他引換に必要な情報（以下「クーポンコード等」）を、購入者が WEB 申込時に登録した電子メールアドレス宛に送付する方法によりデジタル納品します。なお、ディップが例外的に送付先の変更に応じる場合、ディップ所定の方法により本人確認を行うものとします。
2. 購入者または実際の来場者は、発行元が指定する期日までに、クーポンコード等を用いて B リーグの提供するチケットサイト上の所定の手続に従い、自ら必要な情報（会社名・氏名・希望日程等）を入力して電子チケットの発券手続を行うものとします。
3. クーポンコード等の紛失、盗難、漏洩等により生じた不利益について、ディップに故意または重過失がない限り、ディップは一切の責任を負いません。

第3条（発券期限および利用期限）

1. チケットには発行元が定める発券期限および対象試合の利用期限が存在します。
2. 購入者または来場者が指定の期限までに発券手続を行わなかった場合、チケットは失効し、試合観戦ができなくなります。この場合、ディップは代金の返金その他の責任を一切負いません。

第4条（転売および譲渡の禁止）

1. 購入者は、チケットおよび発券された電子チケットを、第三者に対して有償で転売し、または転売を試みる行為を行ってはなりません。
2. 前項に違反したことが判明した場合、発行元により当該チケットが無効化され、入場をお断りされることがあります。この場合、ディップは代金の返金その他の責任

を一切負いません。

第5条（変更・キャンセルの制限）

本サービスの購入確定後、購入者の都合による取替、変更、キャンセルおよび返金には一切応じられません。

第6条（観戦ルールへの遵守）

来場者は、アリーナへの入場および試合観戦に際し、発行元および公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）が定める「[チケット販売及び観戦約款](#)」その他一切の観戦ルールおよびスタッフの指示に従うものとします。これらに違反して入場拒否または退場措置を受けた場合、ディップは一切の責任を負いません。

第7条（試合の中止・延期および免責）

1. 天災地変、感染症の流行その他不可抗力によりさいたまブロンコスの試合が中止または延期となった場合の対応（振替発行、払戻し等）は、発行元が定める観戦約款および案内に従うものとします。
2. ディップはチケットの販売窓口であり、興行の開催、内容の変更、アリーナ内での事故等について一切の法的責任を負いません。

第8条（システム不具合等の免責）

発行元または通信事業者の提供するシステム・通信回線の障害、メンテナンス等により、専用 URL 等へのアクセスや電子チケット発券が遅延または不能となった場合において、ディップの責に帰すべき事由がない限り、ディップはこれにより生じた損害について責任を負いません。

第9条（反社会的勢力の排除）

購入者または来場者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等）に該当することが判明した場合、ディップまたは発行元は事前の通知なくチケットを無効とすることができます。この場合、代金の返金はいりません。

第10条（個人情報の取り扱い）

1. 購入者または来場者がクーポンコード等を通じて入力・提供する個人情報については、Bリーグが定めるプライバシーポリシーに従って管理されます。
2. ディップは、購入者または来場者が発行元に入力・提供する個人情報を取得・保有しません。

第11条（損害賠償の制限）

ディップが購入者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、ディップに故意または重過失がある場合を除き、その賠償範囲は直接かつ現実の損害に限られ、その賠償額は該当する本サービスの販売代金相当額を上限とします。

第12条（本特約の変更）

1. ディップは、必要と判断した場合には、購入者の事前の承諾を得ることなく、本特約を変更することができるものとします。
2. 変更後の本特約は、ディップの指定する WEB サイト等に掲載された時点から効力を生じるものとします。

第13条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

1. 本特約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されます。
2. 本特約または本サービスに関してディップと購入者との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（協議解決）

本特約に定めのない事項または本特約の解釈に疑義が生じた事項については、ディップおよび購入者が誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとします。

制定日：2026 年 9 月 18 日